

ある時は、直に競賣其の他の方法を以て之を處分し、損失勘定を立てざるべからざるものなり、銀行業と他の商業工業等とは其性質を異にするものなり、銀行業と他の商業工業等を営みながら各種の事業を兼營するの誤謬なるや何ぞ多辯を要せんや、而して各種の事業を兼營する間は、其の銀行の基礎は充分に鞏固なりと謂ふべからず、何となれば斯く各種の事業を兼營する時は、銀行の預金を運轉するに於て勢ひ誤謬に陥らざるべからず、而して兼營事業の盛衰損益は直に其の影響を銀行に及ぼすべければなり、

然るに世人は三井三菱其の他銀行と他の事業とを兼營するものを非難せずして、各種の事業に關係し、多數の會社に重役たるものあれば、口を極めて之を非難し、彼は重役屋なり、其の失敗せるは當然のみ、何を怪むに足らんやと云ふに至れり、然れども資本家が各種の事業に放資して可なるは、各人が各種の事業を兼營して可なると何ぞ異ならんや、唯々銀行の重役として各種の事業に名を列するは不可なるのみ、而して其の不可なるの理由は、其の關係せる事業に對して、特別の援助を與るは、銀行をして危険に導く虞あると、其の事業の盛衰損益は銀行に影響を及ぼすとあるを以てなり、故に其の重役は各種の事業に名を列すと雖、銀行は全然獨立して其の關係せる事業を援助すると無關係の事業を援助すると同一なるに於ては、何等不可なるとあるべからざるなり、余輩私に世人の重役兼任に對する非難の誤れるを思ひ、聊か之を辯明すと云ふ、

第一銀行韓國支店引揚の結果如何

韓國中央銀行にして成立せば、第一銀行は韓國に在る各支店を之に渡して、韓國より引揚ぐべしと云ふ、勿論一二の支店は存置せらるべしと雖、第一銀行韓國支店引揚の結果如何は今日に於て充分に研究せざるべからざる所なり、

第一銀行が韓國支店の元金とせる資本金は三百萬圓に過ぎずと雖、紙幣發行權を有して、約一千萬圓の銀行券を發行し、一千萬圓以上の預金を持して、京城、仁川、元山、平壤、鎮南浦、木浦、群山、馬山、大邱、開城、咸興、鏡城の十四ヶ所に支店を置き、韓廷及び統監府の爲には、官金の出納を爲し、商工業の爲には銀行一般の業務を取扱ひ、特に日韓の貿易に關しては、本店に無限の資金を有して之れに當れるものなり、然るに一朝にして韓國より引揚ぐる時は、假令韓國の支店は、債權債務と共に其の店舗及び行員を擧げて韓國中央銀行に引渡すにせよ、中央銀行の資金は果して第一銀行の如く豊富なるや否や、其行員は重役を更へて果して従前の如く忠勤すべきや否や、世人の信用は果して第一銀行に對する如くなるや否や、韓國に在る我が商人は果して從來受けたるが如き便益を中央銀行より與へらるべきや否や、此等のとを思ふ時は、余輩は私に此の變革の前途を危まざるを得ず、思ふに統監府は其の便利の爲に此の變革を敢行したるものなれば、中央銀行は統監府及び韓廷の爲めには却て便利なるや知るべからずと雖、韓國に在る我が商人は種々の點に於て不便不利を感ぜざるべからず、特に日韓の貿易には大影響

響大打撃を免がるべからざるべきなり、韓國にも特殊銀行としては、九個の農工銀行あり、普通銀行としては、漢城銀行、韓一銀行、天一銀行ありと雖、其の資本金は農工銀行全跡にて五十八萬餘圓、普通銀行全跡にて百五六十萬圓に過ぎず、内地に於ける金融機關にして、外國貿易の機關ならず、外國貿易は殆ど全く第一銀行第十八銀行及び第五十八銀行の韓國支店に依りて辨ぜらるるの景況なり、今試みに此の三銀行が明治四十年に於て、各地へ向けたる爲替金額と、各地より受けたる金額とを見るに、左の如し、

各地へ向けたる分

第一銀行	第十八銀行	第五十八銀行
日 本	三三、四二〇、七二	三三、八七三、六一
韓 國	九、五四一、四四	四、五五〇、六七
外 國	二、五三三、九四	六、八八七、六三
合 計	四五、四九六、〇六	四五、三〇一、四〇
各地より受けたる分	六、六四二、六六	五、〇九八、四三
日 本	三、二八〇、〇〇	二、二〇六、二九
韓 國	一、四一四、五三	七、三三七、五八
外 國	一、九四七、一三	一、二六七、一九
合 計	六、六四二、六六	一〇、七九二、四〇

是れ此の三銀行の韓國支店が並爲替手形、電信爲替、割引手形、荷爲替手形及び代金取立手形を日本韓國及び外國の各地へ向け發し、又其の各地より受けたる金額を示すものにして、第一銀行の支店は六十七萬圓宛、第十八銀行の支店は一千二百萬圓宛、第五十八銀行の支店は一千二百萬圓宛を採取したるものにして、之に依りて外國貿易も韓國内地の商業も營されたるものならずや、然るに第一銀行の韓國支店が一朝にして韓國を引揚ぐるに於ては、其の影響の大なるもの

あるべきや敢て疑を要せざるべし、韓國中央銀行の設立は、統監政治の一大失敗を證するものなりと雖、既に決定したる以上は致方なし、要は唯第一銀行支店韓國引揚の爲に及ぼすべき影響をして、成るべく寡少ならしむるの方法を講ずるに在るのみ、第一銀行が多年苦心經營して占めたる利益を韓國中央銀行に收めらるるに際し、一言半句の抗議も反對もせずして、統監の希望を容れ、其の要求に應じたるは、頭取澁澤男爵の偉大なることを證するものにして、男爵が異議を唱へざるものは、要するに國家的の觀念に重きを置き、銀行の利益をば忍び得べきの範圍に於て國家の爲に喜献したるものなり、夫れ既に然り、故に韓國支店を引揚ぐるに際しても、日韓の經濟的關係特に外國貿易の消長を顧慮せられて、甚しき影響を與へざることに注意せられんと余輩の切望に堪へざる所りな、

高商問題の一段落

三團跡が善後の責任を負ひて、一千五百名の健兒に無條件にて復校せしめたる以來、三團跡委員と政府との間に交渉中なりし高商問題は愈々專攻科の廢止を六ヶ年間延期することに閣議決定して茲に一段落を告げたり、去る廿三日桂首相は三團跡の總代澁澤男中野武營氏に來邸を求め、首相は二十三日の閣議に於て專攻科の廢止を六年間延期し、現在生徒の既得權を侵害せざる事に決定したるが、此等に關する一切の責任は閣議にて決定したるを以て、獨り文部當局のみにあらず云

々と言明したり、之に關し兩氏より單に專攻科廢止の延期のみを以ては、此問題を根本的に解決し得たりと云ふ可からず寧ろ商大の獨立設置を斷行するか、專攻科廢止令を全く撤退せられたしと要求せしに、首相は閣議に於て六ヶ年延期と決議せしへ大々の讓歩なれば、此の上の要求には應じ難しと頗る強硬なる態度に出でたるを以て、兩氏は其の儘辭し、三團幹委員諸氏東京商業會議所に會合し、右の報告と共に善後策に關して協議する處ありたるが、結局之にて此問題は一段落として三團幹を解散し、政治的問題としては他に研究會及び會議所側委員に托する事と爲したり、

蓋し政府は學制の見地よりして東京高商の專攻科を廢止し、現在學生の爲に二ヶ年の猶豫を興へたるものなれば、更に高商生徒の爲に六ヶ年の猶豫を興ふるに改正したるは、姑息の政策なりと雖、此の以上の讓歩は容易に求むべからず、又求むるの必要もなかるべし、何となれば困難にして錯雜せる學制問題の解決を、急速に現内閣に求むるが如きは、結局無理の注文と謂はざるべからず、而して六年の後は現内閣も恐らくは存在せざるべければなり、唯々此の際明にせざるべからざるは、生徒の既得權を侵害したる當局の責任是なり、夫れ政府は專攻科の廢止を六年間延期し、現在生徒の既得權を侵害せざるに決定したりと云へり、左れば之を廢止して二ヶ年の猶豫を興ふると爲したる文部の處置が現在生徒の既得權を侵害し、爲に騷擾を惹起せしめたるものなるとは何ぞ答辯を要せんや、隨ひて其の責任は文部當局に於て免がるべからざるなり、

高商の學生々徒は言ふに及ばず、其の教授中にも此の姑息策には固より満足せざるもの多かるべし、隨ひて根本的に解決せしむるの趣旨を以て運動を試みんとする輩なきを保せずと雖、斯の如き問題に教授學生々徒の輩をして奔走せしむるとは禁止せざるべからず、而して根本的に解決は容易に現内閣に求むべからずと雖、苟も現内閣が責任の地位に在る以上は之を解決する方法を講ぜざるべからざるなり、

海外博覽會出品に關する織物業者の決議取消

我が邦に於ては、大博覽會は政府自ら國費を以て經營し、小博覽會若くは共進會は、府縣若くは市の經營に係れり、隨ひて之が出品に關しても政府府縣等は、殆ど命令的に之を勸誘し、若し出品せざるものある時は國家に對して不忠なるが如くに見做さるゝとなれども、海外諸國の博覽會は官憲の經營に係るものは殆どあるなく、大抵會社若くは協會の開催に屬し、政府府縣都市等は之に補助金を興ふるに過ぎざるものなり、隨ひて之に出品すると出品せざるとは全く出品人の隨意にして、出品せざればとて、官憲は之に對して何等干渉するとなし、是れ余輩が豫め世人の注意を請はざるべからざる所なり、

來年五月より十月まで英京倫敦に開設せらるべき日英博覽會も、無論私設博覽會にして、英國政府は勿論のと、倫敦市と雖、何等關係あるものにあらざるなり、我が邦と英國とは同

盟國にして、日英博覽會と稱する時は特別の意味を包含するもの、如しと雖、決して然らざるなり、昨年は佛國に贊同を求めて英佛博覽會と爲し、日英博覽會の後には、更に獨逸若くは米國等に贊同を求めて開設すべきや疑ふべからざるなり然るに我が邦に於ては、國費を以て贊同し、皇族を名譽總裁に頂き、會長其の他も官選と爲せるが爲め、國設博覽會の如しと雖、博覽會の實質は決して然らざるなり、故に政府は出品に關しても決して干渉すべからざるなり、

全國織物業者より成れる織物稅廢止期成同盟會は、織物稅の撤廢に至らざる間は、海外博覽會に出品せざることを決議したり、是に於て余輩は政府は直接に出品を勸誘すべきか、將た如何なる手段を執りて、織物業者をして日英博覽會に出品せしむるかを傍觀したるに、政府も日英博覽會の性質に顧みる所ありけん、直接には干渉を試みざるもの、如しと雖、先づ東京商業會議所は同盟一致して出品を拒絶するの穩當ならざる由を説きて出品を勸誘したれども、織物業者は之を拒絶せしかば、東商は更に京都、大坂、名古屋、神戸、横濱の五商業會議所に交渉し、改めて六會議所連名を以て、出品勸告狀を織物稅廢止期成同盟會に送付し、且會見を求めて交渉を開始したるに、去る二十四日日本橋俱樂部に出席したる織物業者は四十六名にして、團幹數二十四、外に委任せる團體百四十餘、硬軟二派に分れ、大會決議を飽迄も主張する者、除外例説を主張する者、大會決議全部を否定す可しとする者等ありて、議容易に決せざりしが、結局左の決議をなせり

本會は本會の根本的主張たる織物稅撤廢を持論とせる東京

横濱、神戸、大阪、京都、名古屋の六商業會議所の熱誠なる希望により、六月二十四日本會各團體代表者會を開き左の通り決議す、

本年三月三日の大會決議中、海外博覽會に出品せざる事の決議を取消す、

余輩は此の決議を賞するものなり、前來述べたるが如く、博覽會に出品すると、出品せざるとは全く當業者の自由意思に任して、他より干渉すべきにあらず、特に官憲の之に干渉するが如きは避けざるべからざるものなり、然れども同業者が同盟一致して出品を拒絶するが如きは、甚だ穩當ならざるの舉措と謂はざるべからず、特に内地に於ける財政問題たる租稅の存廢に關聯して、海外博覽會に對し出品せざるとを決議するが如きは、情理に背き、常識に反せる行動と謂はざるべからざるなり、故に其の決議を取消したるは當然のことにして余輩の悦ぶ所なり、而して決議を取消したればとて織物業者は出品の義務を負ふにあらず、出品すると出品せざるとは、全然當業者の自由意思なるを以て、他より之に干渉すべからざるなり、

我が資本家の清國企業

外交上並に經濟上今後我が政治家及び實業家の最も力を用う可きは清國に在ると余輩の數々論議せし所なり、然るに對清外交は遅々として進境を見ず、對清の經濟的經營は南滿州鐵道會社なる半官的會社の影に蔽はれ、復人意を強くするに足る企業の有存するとなき、余輩をして轉々前途を憂慮せしむる